令和８年度病院事業会計　市民病院事業収益的支出　医業費用　本部費　委託料

| 受付番号 | 種目番号 | 連絡先 | 委託担当<br>人事課労務係　　担当者名　中川　葉月<br>電　話　６７１－４８２１ |
|---|---|---|---|

# 設　計　書

1　委　託　名　令和８年度職員健康診断等業務委託

2　履行場所　健康診断受託機関診療所、市民病院、脳卒中・神経脊椎センター等

3　履行期間又は期限　■期間　令和８年４月１日　から　令和９年３月31日　まで
□期限　令和　年　月　日　まで

4　契約区分　□　確定契約　■　概算契約

5　その他特約事項　個人情報取扱特記事項
電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項

6　現場説明　■　不要
□　要（　月　日　時　分　場所　）

7　委託概要　労働安全衛生法・労働安全衛生法に基づく各種規則及び医療局病院経営本部職員安全衛生規程に基づく健康診断を行う。

横浜市医療局病院経営本部

9　部　　分　　払

■　　す　る　　（２回以内）

□　　しない

部　分　払　の　基　準

| 業　務　内　容 | 履　行<br>予定月 | 数　　量<br>（概算数量） | 単位 | 単　価 | 金　　額 |
|---|---|---|---|---|---|
| ・定期及び特殊健康診断（１回目・予備日含む）<br>・雇入時健康診断 | ７～８月<br>４～９月 | 1 | 式 | （　　） | （　　） |
| ・特定業務従事者健康診断及び特殊健康診断（２回目・予備日含む）<br>・雇入時健康診断 | ２月<br>10～３月 | 1 | 式 | （　　） | （　　） |

委　託　代　金　額

（　　）

内　訳

業　務　価　格

（　　）

消費税及び地方消費税相当額

（　　）

横浜市医療局病院経営本部

内訳書

| 名称 | 形状寸法等 | 数量 | 単位 | 単価(円) | | 金額(円) | | 摘要 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1　一般定期健康診断 | | | | | | | | |
| (1)一次検査 | | | | | | | | |
| ア　一次検査(A区分) | | (650) | 人 | | 円 | | 円 | |
| イ　一次検査(B区分) | | (700) | 人 | | 円 | | 円 | |
| (2)二次検査 | | | | | | | | |
| ア　眼底検査 | | (2) | 人 | | 円 | | 円 | |
| イ　心電図検査 | | (3) | 人 | | 円 | | 円 | |
| ウ　尿検査(尿沈渣) | | (33) | 人 | | 円 | | 円 | |
| 小計 | | | | | | | 円 | |
| | | | | | | | | |
| 2　生活習慣病総合健診 | | | | | | | | |
| (1)一次検査(C区分) | | | | | | | | |
| ア　法定項目 | | (600) | 人 | | 円 | | 円 | |
| イ　眼底検査 | | (600) | 人 | | 円 | | 円 | |
| ウ　胃部エックス線検査 | | (200) | 人 | | 円 | | 円 | |
| エ　大腸がん検査 | | (400) | 人 | | 円 | | 円 | |
| (2)二次検査 | | | | | | | | |
| ア　尿検査(尿沈渣) | | (80) | 人 | | 円 | | 円 | |
| 小計 | | | | | | | 円 | |
| | | | | | | | | |
| 3　特殊健康診断<br>(電離放射線業務) | | | | | | | | |
| (1)一次検査 | | (1050) | 人 | | 円 | | 円 | |
| (2)二次検査 | | (3) | 人 | | 円 | | 円 | |
| 小計 | | | | | | | 円 | |

横浜市医療局病院経営本部

内訳書

| 名称 | 形状寸法等 | 数量 | 単位 | 単価(円) | | 金額(円) | | 摘要 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 4　特殊健康診断<br>（有機溶剤・特定化学物質等業務） | | | | | | | | |
| (1)一次検査 | | | | | | | | |
| ア　基本項目 | | (100) | 人 | | 円 | | 円 | |
| イ　メチル馬尿酸(代謝物) | | (100) | 人 | | 円 | | 円 | |
| ウ　クロム酸取扱者 | | (30) | 人 | | 円 | | 円 | |
| (2)二次検査 | | | | | | | | |
| ア　メチル馬尿酸 | | (2) | 人 | | 円 | | 円 | |
| 小計 | | | | | | | 円 | |
| | | | | | | | | |
| 5　特定業務従事者健康診断 | | | | | | | | |
| (1)一次検査 | | (1300) | 人 | | 円 | | 円 | |
| (2)二次検査 | | | | | | | | |
| ア　尿検査(尿沈渣) | | (20) | 人 | | 円 | | 円 | |
| イ　糖代謝検査 | | (20) | 人 | | 円 | | 円 | |
| 小計 | | | | | | | 円 | |
| | | | | | | | | |
| 6　雇入時健康診断 | | | | | | | | |
| (1)一次検査 | | (350) | 人 | | 円 | | 円 | |
| (2)二次検査 | | | | | | | | |
| ア　尿検査(尿沈渣) | | (10) | 人 | | 円 | | 円 | |
| イ　胸部エックス線撮影(直接) | | (3) | 人 | | 円 | | 円 | |
| ウ　抗体検査 | | (350) | 人 | | 円 | | 円 | |
| 小計 | | | | | | | 円 | |

内訳書

| 名称 | 形状寸法等 | 数量 | 単位 | 単価(円) | | 金額(円) | | 摘要 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 7　B型肝炎検査 | | | | | | | | |
| ア　定量検査（CLIA法）抗体 | | (2100) | 人 | | 円 | | 円 | |
| イ　定量検査（CLIA法）抗原 | | (2100) | 人 | | 円 | | 円 | |
| 小計 | | | | | | | 円 | |
| | | | | | | | | |
| 8　C型肝炎検査 | | | | | | | | |
| （1）一次検査 | | | | | | | | |
| ア　HCV抗体検査（CLEIA法） | | (300) | 人 | | 円 | | 円 | |
| （2）二次検査 | | | | | | | | |
| ア　HCV核酸増幅検査 | | (3) | 人 | | 円 | | 円 | |
| 小計 | | | | | | | 円 | |
| | | | | | | | | |
| 合計 | | | | | | | 円 | |
| 消費税 | | | | | | | 円 | |
| 総計 | | | | | | | 円 | |

# 令和８年度職員健康診断等業務委託仕様書

（趣旨）

第１条　本仕様書は、横浜市医療局病院経営本部（以下「医療局病院経営本部」という。）職員健康診断（以下「健診」という。）の業務を委託する場合の仕様を示すものである。

（委託業務の範囲）

第２条　本委託において実施する業務の範囲は、次のとおりとする。

一　受診票の作成及び配付
二　健診の申込受付
三　健診に必要な器材の準備及び配付
四　健診の実施（健診会場の準備、受付及び後片づけを含む。）
五　健診結果のデータ管理
六　健診結果の判定
七　健診結果の報告
八　検査結果、エックス線フィルム、心電図記録及び眼底検査画像の保存、管理
九　健診結果に関する各種帳票書類の作成、出力、データ集計及び報告

（対象者）

第３条　本仕様書に基づく対象者は、医療局病院経営本部に勤務する正規職員（再任用職員を含む）及び非常勤職員等とする。

（健診日程）

第４条　健診日程については、定期健康診断は７月から８月までの間に、特定業務従事者健康診断は１月から２月に行い、特殊健康診断については、定期及び特定業務従事者健康診断と同時期に行うこととする。受託者は落札後、速やかに医療局病院経営本部と健診日程の調整をすること。ただし、原則として定期健康診断の日程については、市民病院は７月６日（月）から７月 17 日（金）の中から５日間とし、脳卒中・神経脊椎センターは７月 28 日（火）から７月 31 日（金）の中から３日間とすること。特定業務従事者健康診断の日程については、市民病院は２月 17 日（水）から２月 22 日（月）の中から３日間、脳卒中・神経脊椎センターは１月 25 日（月）から１月 29 日（金）の中から２日間で調整すること。健診受託機関診療所において受診する場合については、随時日程を調整すること。

採用者の雇入時健康診断については随時健診受託機関診療所にて行うこととする。

（健診内容）

第５条　健診内容は、別紙①「各種健康診断の内容」のとおりとする。

（健診会場）

第６条　健診会場は、健診受託機関診療所、市民病院及び脳卒中・神経脊椎センターとする。

（受診票及び健診に必要な器材の配付）

第７条　受託者は、健診に使用する受診票及びその他必要な器材について、医療局病院経営本部と協議のうえ準備し、医療局病院経営本部の定める期日までに、医療局病院経営本部、市民病院及び脳卒中・神経脊椎センターに配付するものとする。健診受診票には、別紙⑦「成果品（出力帳票・データ）集計一覧表」のうち受診票に同封を指示した資料を同封するものとする。

（健診に関する職員への周知）

第８条　医療局病院経営本部は、職員に健診について目的、内容、結果の利用及びその取扱いについて、十分周知するものとする。

（健診の実施）

第９条　医療局病院経営本部は、健診について、本仕様書により業務を委託し、受託者はこれを受託するものとする。

２　受託者は、定期健康診断等の実施にあたり、医師、看護師等で健診班を構成し、次のとおりスタッフを配置するものとする。

一　班長

総括

二　医師

診察

三　看護師

視力検査

聴力検査

腹囲測定

血圧測定

採血

心電図検査

眼底検査

胃部エックス線検査補助（女性とする）

四　放射線技師

胸部エックス線検査

胃部エックス線検査

五　その他

身体計測

受付

３　受託者は、前項に定める者のほか、円滑な検査の実施に必要な補助担当を健診班に加えるものとする。

４　受託者は、健診の実施に際して、診察、問診、エックス線撮影時等のプライバシー確保に十分留意して行うものとする。

５　受託者は、健診の実施にあたり、医療事故等のないよう職員の安全に十分留意しなければならない。

６　受託者は、各健診項目については、別紙②「検査方法に関する留意点」の記載事項に留意して行うこと。

７　受託者は、本件業務を履行するに当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25 年法律第65 号。）に準じて、不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供その他障害者に対する適切な対応を行うものとする。

８　受託者は、その他、健診の実施に必要な事項については医療局病院経営本部と協議し、その指示に従うこと。

（結果の判定）

第10条　受託者は定期健康診断、雇入時健康診断及び特定業務従事者健康診断の結果判定については、別紙③「横浜市健康診断基準値表」（以下「基準値表」という。）、別紙④「検査項目別判定方法」、別紙⑤「緊急連絡基準値表」及び別紙⑥「横浜市健康診断心電図緊急連絡所見表」により行うものとする。特殊健康診断については、受託者の「管理区分」により行うものとする。

２　「基準値表」については、医師や保健師の助言等により、職員の健康管理に有意と認められる範囲で受託者が独自の基準を使用して判定することも可能とする。受託者が別紙③の「基準値表を使用しない場合は、各種健康診断の実施前に医療局病院経営本部に対し、使用する基準値を提示することとする。同一年度内の健康診断においては必ず同一の基準で判定するものとする。

３　前項により、独自の基準値を使用する場合において、別紙⑦「成果品（出力帳票・データ）集計一

覧表」に定める帳票及び項目が、その目的を達成できなくなる場合、受託者は代替案を医療局病院経営本部に提示しなければならない。

４　前項の提示があった場合、医療局病院経営本部は受託者に対し、速やかに成果品の変更の有無を指示しなければならない。

（健診結果の報告等）

第 11 条　受託者は、健診結果について、受診日の翌日から起算して 20 営業日以内に医療局病院経営本部に成果品を提出するものとする。その際、別紙⑦「成果品（出力帳票・データ）集計一覧表」において同封を指示した資料を同封するものとする。

２　受託者は、健診を実施した結果、別紙⑤「緊急連絡基準値表」の緊急連絡基準値に該当した者がいた場合には、同表に記載する期間内に医療局病院経営本部に対し連絡をしなければならない。

３　受託者が第１項に基づき提出する成果品は、別紙⑦「成果品（出力帳票・データ）一覧表」のとおりとする。ただし、使用する様式等については医療局病院経営本部と受託者の協議の上定めることとする。

４　受託者は、健診がすべて完了し、かつ、すべての成果品を提出したときに、医療局病院経営本部に対し書面（様式問わず）により委託業務完了報告を提出するものとする。

（健診に関する各種帳票書類の出力、データ集計及び報告）

第 12 条　受託者は、医療局病院経営本部の指示に従い、別紙⑦「成果品（出力帳票・データ）集計一覧表」に定める項目について、帳票書類を出力し、データ集計及び報告を行うものとする。ただし、使用する様式等については医療局病院経営本部と受託者の協議の上定めることとする。

（健診結果等の保存）

第 13 条　受託者は、各種健康診断の結果の記録、エックス線フィルム及び心電図記録等を診療情報として法定年限保存し、医療局病院経営本部の要請により、契約終了後であっても、いつでも貸出等を行えるようにしなければならない。

（契約期間）

第 14 条　この契約の有効期間は、令和８年４月１日から令和９年３月 31 日までとする。

（法令遵守）

第 15 条　受託者は、本件業務を履行するにあたって関係法令に従って行わなければならない。

（個人情報の保護）

第 16 条　受託者が本件業務を通じて取り扱う個人情報については、横浜市の保有する個人情報として、横浜市個人情報の保護に関する条例（以下、「個人情報保護条例」という。）の適用を受けるものとし、医療局病院経営本部が実施機関として同条例の定める手続きを行うものとする。

２　受託者は、この契約による事務を処理するための個人情報の取り扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

３　受託者は、この契約による事務を遂行するにあたっては、別記「電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

４　受託者は、本件業務を受託するにあたっては、個人情報保護に関する誓約書及び研修実施報告書を医療局病院経営本部に提出しなければならない。

５　受託者は、個人情報保護条例第 17 条に基づき、本件業務に関する個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。本契約終了後も同様とする。

（資料等の提供、返還）

第17条　受託者は、医療局病院経営本部に対し本件業務を行うために必要な情報が記録された資料等（電磁的記録を含む。以下「資料等」という。）の提供を要求できるものとする。

２　受託者は、本件業務を行わなくなった場合は、医療局病院経営本部から提供を受けた資料等を速やかに医療局病院経営本部に返還しなければならない。ただし、医療局病院経営本部が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

３　前２項の規定は、受託者が、本件業務を行う上で不要となった資料等について準用する。

（職員の安全確保上の問題への対応）

第18条　受託者は、次の各号に掲げる事案の発生を知ったときは、直ちにその旨を医療局病院経営本部に報告し、遅滞なく書面により報告しなければならない。

一　健診の実施に関わる事故

二　職員（受診者）の個人情報の漏えい、滅失又はき損

三　健診データの管理システムに関する障害

四　その他本件業務の遂行に支障が生じるおそれのある事案

２　受託者は、前項第二号その他の個人情報の安全確保に係わる場合には、直ちに医療局病院経営本部に対し、当該事案の内容、経緯、被害状況等を報告し、被害の拡大防止又は復旧等のために必要な措置等に関する医療局病院経営本部の指示に従わなければならない。

３　受託者は、事案の内容、影響等に応じてその事案関係及び再発防止策の公表、当該事案に係わる本人への対応（本人に対する適宜の手段による通知を含む）等の措置を医療局病院経営本部と協力して講じなければならない。

（電算システムの開発）

第19条　受託者は、健診結果を医療局病院経営本部の指定するデータ及び媒体で提出するために、システムのプログラム開発が必要であるときは、契約締結後早急に開発計画を医療局病院経営本部に提供するとともに、受託者の費用で開発を行わなければならない。

（適用文書）

第20条　委託者及び受託者は、ともに地方公営企業法等の関連法令のほか、横浜市医療局病院経営本部契約規程及び適用約款、個人情報取扱特記事項、電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項を遵守する。なお、「市長」は「病院事業管理者」、「横浜市契約規則」は「医療局病院経営本部契約規程」と読み替えるものとする。

（疑義）

第21条　受託者は、当該業務の実施にあたり本仕様書又はその他の事項に疑義が生じたときは、医療局病院経営本部と協議し、その指示に従わなければならない。

# 各種健康診断の内容

## 1　定期健康診断（令和８年度）

### 1　一次検査

| 区分 | Ａ区分 | Ｂ区分 |
|---|---|---|
| | 38歳以下（25、30、35歳を除く） | 25、30、35、39、41、43、45、47、49、51、53、55、57、59、61、63、65歳以上 |
| 検査項目 | 1　身体計測<br>（１）身長、体重、BMI<br>（２）腹囲測定<br>（３）視力<br>（４）聴力（会話域）<br>2　胸部エックス線直接撮影<br>（デジタル撮影可）<br>3　血圧<br>4　血液検査<br>（１）赤血球数<br>（２）血色素量<br>（３）白血球数<br>（４）ヘマトクリット値<br>5　生化学検査<br>（１）AST<br>（２）ALT<br>（３）γ-GT<br>（４）中性脂肪<br>（５）HDLコレステロール<br>（６）LDLコレステロール<br>（７）糖代謝（HbA1c）<br>6　尿検査<br>（１）尿蛋白<br>（２）尿糖<br>7　診察 | 1　身体計測<br>（１）身長、体重、BMI<br>（２）腹囲測定<br>（３）視力<br>（４）聴力（オージオ1000Hz、4000Hz）<br>2　胸部エックス線直接撮影<br>（デジタル撮影可）<br>3　血圧<br>4　血液検査<br>（１）赤血球数<br>（２）血色素量<br>（３）白血球数<br>（４）ヘマトクリット値<br>5　生化学検査<br>（１）AST<br>（２）ALT<br>（３）γ-GT<br>（４）中性脂肪<br>（５）HDLコレステロール<br>（６）LDLコレステロール<br>（７）糖代謝（HbA1c）<br>（８）尿酸<br>（９）クレアチニン・eGFR<br>6　尿検査<br>（１）尿蛋白<br>（２）尿糖<br>7　心電図検査<br>8　診察 |

| 区分 | C区分 | |
|---|---|---|
| | 40、42、44、46、48、50、52、54、56、58、60、62、64歳 | |
| 検査項目 | 1　身体計測<br>（1）身長、体重、BMI<br>（2）腹囲測定<br>（3）視力<br>（4）聴力（オージオ1000Hz、4000Hz）<br>2　胸部エックス線直接撮影<br>（デジタル撮影可）<br>3　血圧<br>4　血液検査<br>（1）赤血球数（2）血色素量<br>（3）白血球数（4）ヘマトクリット値<br>5　生化学検査<br>（1）AST（2）ALT（3）γ-GT | （生化学検査続き）<br>（4）中性脂肪（5）HDLコレステロール<br>（6）LDLコレステロール<br>（7）糖代謝（HbA1c）<br>（8）尿酸<br>（9）クレアチニン・eGFR<br>6　尿検査<br>（1）尿蛋白　（2）尿潜血　（3）尿糖<br>7　心電図検査<br>8　眼底検査<br>9　胃部エックス線（希望者のみ）<br>10　便潜血反応検査（希望者のみ）<br>11　診察 |

2　二次検査

| 区分 | A区分 | B区分 |
|---|---|---|
| | 38歳以下（25、30、35歳を除く） | 25、30、35、39、41、43、45、47、49、51、53、55、57、59、61、63、65歳以上 |
| 検査項目 | 1　眼底検査<br>（1回目、2回目共に測定した血圧が、収縮期180以上又は、拡張期110以上の場合、その他医師が必要と判断したとき実施）<br>2　心電図<br>（1回目、2回目共に測定した血圧が、収縮期180以上又は、拡張期110以上の場合、その他医師が必要と判断したとき実施）<br>3　尿沈渣<br>（蛋白が＋以上の者に、一次検査の検体を使用して実施）<br>4 その他必要な検査 | 1　眼底検査<br>（1回目、2回目共に測定した血圧が、収縮期180以上又は、拡張期110以上の場合、その他医師が必要と判断したとき実施）<br>2　尿沈渣<br>（蛋白が＋以上の者に、一次検査の検査を使用して実施）<br>3 その他必要な検査 |

| 区分 | C区分 |
|---|---|
| | 40、42、44、46、48、50、52、54、56、58、60、62、64歳 |
| 検査項目 | 1　尿沈渣（蛋白、潜血が＋以上の者について、一次検査の中で実施）<br>2　その他必要な検査 |

# 定期健康診断の内容（令和８年度版）

| | | | 一般定期健康診断 | | 生活習慣病<br>総合検診 |
|---|---|---|---|---|---|
| 令和8年9月1日現在の年齢 | | | 38歳以下<br>（25、30、35歳を除く） | 25、30、35、39、41、43、45、47、49、51、53、55、57、59、61、63、65歳以上 | 40、42、44、46、48、50、52、54、56、58、60、62、64歳 |
| 健康診断受診区分 | | | A | B | C |
| 一次検査 | 既往歴及び業務歴の調査 | | ○ | ○ | ○ |
| | 自他覚各症状の有無 | | ○ | ○ | ○ |
| | 身長の検査 | | ○ | ○ | ○ |
| | 体重の検査 | | ○ | ○ | ○ |
| | BMI | | ○ | ○ | ○ |
| | 腹囲測定 | | ○ | ○ | ○ |
| | 視力の検査 | | ○ | ○ | ○ |
| | 聴力の検査 | 会話域 | ○ | | |
| | | 機器（オージオ） | | ○ | ○ |
| | 胸部エックス線検査（直接撮影） | | ○ | ○ | ○ |
| | 血圧測定 | | ○ | ○ | ○ |
| | 尿検査 | 糖 | ○ | ○ | ○ |
| | | 蛋白 | ○ | ○ | ○ |
| | | 潜血 | | | ◎ |
| | 貧血・血液検査 | 血色素量 | ○ | ○ | ○ |
| | | 赤血球数 | ○ | ○ | ○ |
| | | 白血球数 | ◎ | ◎ | ◎ |
| | | ヘマトクリット値 | ◎ | ◎ | ◎ |
| | 肝機能検査 | AST（GOT） | ○ | ○ | ○ |
| | | ALT（GPT） | ○ | ○ | ○ |
| | | γ-GT（γ-GTP） | ○ | ○ | ○ |
| | 血中脂質検査 | HDLコレステロール | ○ | ○ | ○ |
| | | LDLコレステロール | ○ | ○ | ○ |
| | | トリグリセライド | ○ | ○ | ○ |
| | 心電図検査（安静時） | | □ | ○ | ○ |
| | 腎機能検査（クレアチニン・eGFR） | | | ◎ | ◎ |
| | 尿酸値測定 | | | ◎ | ◎ |
| | 糖代謝検査（HbA1c） | | ○ | ○ | ○ |
| | 眼底検査 | | □ | □ | ◎ |
| | 胃部エックス線検査 | | | | ◎ |
| | 便潜血反応検査 | | | | ◎ |
| 二次検査 | 尿沈渣 | | □ | □ | □ |
| | 心電図検査（安静時） | | ○ | 1 | 1 |
| | 眼底検査 | | □ | □ | 1 |

凡例

○　：法定実施項目（二次検査は対象者のみ実施）

二次：法定項目であるが一次検査では実施せず、医師が必要と判断する者のみに二次検査で実施するもの

◎　：法定外項目であるが医師の判断により一次検査で実施するもの

□　：法定外項目であるので一次検査では実施せず、医師が必要と判断する者のみに二次検査で実施するもの

塗りつぶし　：　法定外項目であるため、項目として設定していないもの

二次検査欄中の「1」：一次検査で実施するもの

空欄：法定項目であるが医師の判断により実施を省略するもの

# ２　特殊健康診断

## ①電離放射線業務従事者健康診断

１　対象者
　常時、電離放射線業務に従事し、放射線管理区域に立入る職員

２　健康診断項目
（１）一次検査
　ア　白血球数
　イ　白血球百分率
　ウ　赤血球数
　エ　血色素量又はヘマトクリット値
　オ　問診・視診及びその他（白内障に関する目の検査、皮膚検査）

（２）二次検査
　ア　白血球系精検
　イ　血球系精検

別紙①

# ②有機溶剤業務従事者健康診断

# ③特定化学物質等業務従事者健康診断

1　対象者

常時、有機溶剤又は特定化学物質等を使用する業務に従事する者

2　健康診断項目

（1）一次検査

ア　有機溶剤

| | |
|---|---|
| 共通実施項目 | 診察、問診 |
| 取扱う有機溶剤の種類により実施する項目 | |
| 代謝物検査 | メチル馬尿酸 |

イ　特定化学物質等

| | |
|---|---|
| クロム酸取扱者 | 診察、問診、鼻腔検査、胸部Ｘ線（クロム酸を取り扱う業務に４年以上従事した経験を有する者） |

（2）二次検査

取扱う有機溶剤、特定化学物質等の種類により実施する項目

| |
|---|
| 尿検査（メチル馬尿酸の測定） |
| その他、取扱う有機溶剤及び特定化学物質の種類により、法令（有機溶剤中毒予防規則、特定化学物質障害予防規則、その他関係規程・通達等）に基づき、産業医の指示で実施する項目 |

# ３　特定業務従事者健康診断

１　対象者
（１）常時、深夜業務に従事する職員
（２）常時、電離放射線業務に従事し、放射線管理区域に立ち入る職員
（３）常時、有機溶剤又は特定化学物質等を使用する業務に従事する職員
（ただし、必要に応じて、雇入時健康診断を受診することを可能とする。）

２　検査項目
（１）一次検査
　ア　既往症等の調査
　イ　自覚症状及び他覚症状の有無の調査
　ウ　身長、体重、BMI 測定、腹囲測定
　エ　視力、聴力（会話）の検査
　オ　血圧測定
　カ　尿検査（糖・蛋白）
　キ　診察

（２）二次検査
　ア　尿蛋白沈渣（一次検査で尿蛋白が＋以上の者に一次検査の検体を使用して実施）
　イ　ＨｂＡ1ｃ（一次検査で尿糖が＋以上の者に実施）
　ウ　その他医師が必要とする検査

# ４　雇入時健康診断

１　対象者

新規採用する正規職員及び非常勤職員等

２　日程及び受診者数

【期間　令和８年４月１日から令和９年３月 31 日まで】

随時日程を調整し、健診受託機関にて健診を実施する。

１日あたりの最大受診者数及び日程の調整方法は医療局病院経営本部と健診受託機関で調整することとする。

３　検査項目

（１）一次検査

ア　既往歴等の調査

イ　自覚症状及び他覚症状の有無の調査

ウ　診察

エ　身長・体重測定（BMI）

オ　腹囲測定

カ　視力及び聴力検査（オージオメーター1000 Hz、4000 Hz）

キ　胸部エックス線直接撮影（デジタル撮影可）

ク　血圧測定

ケ　血液検査（血色素量、赤血球数、白血球数、ヘマトクリット値）

コ　肝機能検査（AST、ALT、γ-GT）

サ　血中脂質検査（LDL ｺﾚｽﾃﾛｰﾙ、HDL ｺﾚｽﾃﾛｰﾙ、ﾄﾘｸﾞﾘｾﾗｲﾄﾞ）

シ　糖代謝検査（ＨｂＡ１ｃ）

ス　尿検査（尿糖、尿蛋白）

セ　心電図検査

（２）二次検査

ア　尿沈渣（蛋白が＋以上の者に一次検査の検体を使用して実施）

# ５　その他の健康診断等

## ①Ｂ型肝炎検査

１　対象者

定期健康診断受診者、雇入時健康診断受診者、特殊健康診断受診者及び特定業務従事者健康診断受診者のうち、横浜市医療局病院経営本部が指定する者

（ただし、採用時にＢ型肝炎検査結果（定量）の提出があった者は除く。）

２　検査内容及び方法

ＨＢ抗体・抗原ともに定量検査（CLIA 法）を用い、HB 抗体(定量)10 mlU／ml 以上を陽性とし、HB 抗体(定量)10 mlU／ml 未満を陰性とする。HB 抗原(定量)0.05 lU／ml 以上を陽性とし、HB 抗原(定量)0.05 lU／ml 未満を陰性とする。

## ②Ｃ型肝炎検査

１　対象者

雇入時健康診断受診者

（ただし、希望者のみ実施。希望の有無は受付時に聴き取りを行うこと。）

２　検査内容及び方法

①一次検査

HCV 抗体検査（FEIA 法または CLEIA 法）

②①の検査の結果、疑陽性（測定値が 100 未満の中力価、低力価）の場合は精密検査を行う。

HCV 核酸増幅検査（PCR 法）

## ③その他抗体検査

１　対象者

定期健康診断及び雇入時健康診断受診者のうち、横浜市医療局病院経営本部が指定する者

２　抗体検査の種類

風しん、麻しん、水痘・帯状疱疹、ムンプス

３　検査内容

lgG-EIA 法

# 検査方法に関する留意点

各検査項目の標準の検査機器、測定法、測定単位は次のとおりとする。

## 1　医師の診察

| | |
|---|---|
| 対象者 | 全職員 |
| 実施方法 | 医師の診察は、問診、視診、聴打診と、必要に応じて触診を行うものとする。 |
| その他 | 診察の際には、他の受診者に診察の内容が聞こえないよう、留意すること。 |

## 2　身体計測①（身長、体重、BMI）

| | |
|---|---|
| 対象者 | 全職員 |
| 検査機器 | ①身長・体重計は、デジタルのものを用いること。<br>②体重計は、計量検定に合格したものとする。 |
| 測定方法 | 体重測定の際には衣服の重さを考慮して、6月から9月までは、0.5 Kg を、10 月から5月までは、1.0 kg を測定値から差し引くものとする。 |
| 測定単位 | ①身長は cm、体重は kg とする。<br>②小数点以下は第1位まで求めるものとする。 |
| その他 | ①身長・体重測定の際には、他の受診者に計測結果が見えないよう、かつ聞こえないよう計器の設置場所等に留意すること。<br>②肥満の状態を表す指標として、Body Mass Index（BMI）を用いること。 |

### 身体計測②（腹囲測定）

| | |
|---|---|
| 対象者 | 全職員（ただし、妊娠中・車いす使用で立位困難な者を除く） |
| 検査機器 | 巻尺は、合成樹脂 JIS 規格のもので、伸縮による目盛りの狂いの少ないものを使用すること。 |
| 測定方法 | ①立位・軽呼気時・臍レベルで測定する。<br>②下着などは着用せず直接腹部を計測する。<br>③脂肪蓄積が著明で臍が下方に偏位している場合は肋骨下縁と上前腸骨棘の中点の高さで測定する。<br>④測定は受診者の負担とならないよう必要最低回数とする。 |
| 測定単位 | ①単位は cm とする。<br>②小数点以下は第1位まで求めるものとする。 |
| その他 | 計測の際は、充分プライバシーに配慮した測定環境となるようにし、巻尺の衛生管理にも配慮を行うものとする。 |

### 身体計測③（視力検査）

| | |
|---|---|
| 対象者 | 全職員 |
| 検査機器 | 検査は、視機能検査機（スクリーノスコープ等）を用いて行うものとする。 |
| 検査方法 | ①視力は、遠方視力を左右片眼について、裸眼又は矯正により検査するものとする。 |

| | |
|---|---|
| | ②裸眼視力が 0.9 以下の場合には、矯正視力も測定すること。<br>　コンタクト使用の場合は矯正視力のみとする。(コンタクト使用の有無を確認し、利用している場合、裸眼は聞き取りとする。) |
| 測定単位 | ①小数点以下は第１位まで求めるものとする。<br>②測定は、0.1 までとし、0.1 以下の場合は、0.1 以下として記録するものとする。 |
| その他 | 検査機の使用に当たっては、検査の都度、アルコール綿で接触部分を掃除（クリーニング）すること。 |

**身体計測④（聴力検査）**

| | |
|---|---|
| 対象者 | 全職員　①Ａ区分　会話域での検査<br>　　②雇入時健康診断及びＢ・Ｃ区分　オージオメーターによる検査 |
| 検査機器 | 日本工業規格の選別用オージオメーターを用いて、1,000 Hz と 4,000 Hz の気導聴力について行うものとする。 |
| 検査方法<br>及び測定方法 | オージオメーターの検査は、外部の音が聞こえない静かな部屋で、1,000 Hz と 4,000 Hz の両者ともに、30 デシベルで可聴の有無を調べるものとする。 |

**３　胸部エックス線検査**

| | |
|---|---|
| 対象者 | 全職員 |
| 撮影方法 | 直接撮影（デジタル撮影可） |
| 検査器具 | 増感紙は、高鮮鋭度用のものとする。 |
| フィルム番号 | フィルム番号は、健診機関で指定する番号とする。 |
| 検査方法 | ①エックス線写真のコントラスト、黒化度、鮮鋭度等については診断に適した、一定基準以上のものとなるようにすること。<br>②エックス線写真には、氏名、撮影月日、フィルム番号を入れるようにすること。 |
| 撮影条件 | ①撮影は、原則、上半身脱衣か、白等の無地のシャツを１枚着用した状態で行うものとする。受診者から求めがあった場合に着用させるため、紙製のガウン（洗濯済みの清潔なガウンでも可）を用意しておくこと。<br>②撮影姿勢は、原則、立位によるものとする。立位による撮影が困難な場合は医療局病院経営本部と協議のうえ、必要な対策を講じるものとする。<br>③撮影距離は 180～200 cm とする。 |
| 読影方法 | ①読影は、必ず二人の読影医が行うものとする。<br>②読影に当たって、医師の判断により異常所見を認めた場合及び前年度有所見者については、前年度のエックス線写真と比較読影を行ったうえで、最終的判断を行うものとする。(前年度のエックス線写真がない場合を除く) |
| その他 | レントゲン車において検査を実施する場合には、車外に誘導員を置くなどして、男女の入れ替え等におけるプライバシーの確保に留意し、検査を円滑に進行できるようにすること。 |

## 4　血圧測定

| | |
|---|---|
| 対象者 | 全職員 |
| 測定機器 | 自動血圧計または手動血圧計により行うものとする。 |
| 測定方法 | ①測定体位は、座位とする。<br>②測定部位は、原則として右上腕（裸腕）とする。<br>③上腕を衣類等で圧迫しないよう注意すること。<br>④１回目の測定結果で、収縮期血圧 140　mmHg 以上又は、拡張期血圧が 90 mmHg であった場合、必要な安静をとった上で２回目の測定を行うこと。<br>⑤測定を２回行った場合は、基準値に近い値を採用し判定すること。<br>⑥Ａ区分においては、１回目、２回目共に測定した血圧が、収縮期 180 mmHg 以上又は、拡張期　110　mmHg 以上の場合に心電図検査及び眼底検査を実施すること。<br>⑦Ｂ区分においては、⑥の条件時に眼底検査を行うこと。 |

## 5　血液一般検査

| | |
|---|---|
| 対象者 | 全職員 |
| 測定方法 | ①採血量は、各検査の最小必要量とする。<br>②止血を確実に行うこと。<br>③採血に際し、受診者に体調不良が起こった場合の対応として休養スペースを確保すること。採血事故があった場合には、速やかに対応措置を講じ、委託者に報告を行うこと。 |
| 測定法 | ①原則、自動血球計数器法（電気抵抗法）で行うものとする。<br>②血色素量は、非シアン界面活性剤法（HC-S 法）でも可とする。 |
| 測定単位 | ①赤血球数の単位は、$10^4$/μl とする。<br>②白血球数の単位は、１/μl とする。<br>③ヘマトクリット値は、％とし、小数点第１位まで求める。<br>④血色素量は、g/dl とし、小数点第１位まで求める。 |

## 6　血液生化学検査①（肝機能検査、血中脂質検査）

| | |
|---|---|
| 対象者 | 全職員 |
| 測定法 | ①肝機能検査（AST、ALT、γ-GT）は、日本臨床化学会勧告（JSCC 標準化対応）法で行うものとする。<br>②血中脂質検査<br>　トリグリセライドの検査は、酵素法で行うものとする。ただし、遊離グリセロールを除外すること。（グリセロール消去酵素法）<br>　HDL コレステロールは、直接―酵素法で行うものとする。<br>　LDL コレステロールは、酵素的測定法で行うものとする。 |
| 測定単位 | ①AST、ALT、γ-GT の単位は U/L とする。<br>②トリグリセライド、HDL コレステロール、LDL コレステロールの単位は、mg/dl とする。 |

| | |
|---|---|
| その他 | トリグリセライドの検査は、やむを得ず空腹時以外に採血を行った場合は、随時中性脂肪により検査を行うものとし、食事開始時から何時間後に採血したか、健康診断結果として記載することとする。 |

**血液生化学検査②（血糖検査、グリコヘモグロビン）**

| | |
|---|---|
| 対象者 | 全職員 |
| 測定法 | グリコヘモグロビン（HbA1c）は、酵素法で行うものとする。 |
| 測定単位 | グリコヘモグロビン（HbA1c）の単位は、％とする。 |

**血液生化学検査③（尿酸、クレアチニン、推算糸球体濾過量）**

| | |
|---|---|
| 対象者 | Ｂ・Ｃ区分の職員 |
| 測定法 | ①尿酸については、ウリカーゼ POD 法で行うものとする。<br>②クレアチニンについては、酵素法で行うものとする。あわせて、eGFR（推算糸球体濾過量）を算出すること。 |
| 測定単位 | 尿酸、クレアチニン、eGFR ともに単位は、mg/dl とする。 |

## 7　尿検査

| | |
|---|---|
| 対象者 | 全職員　①雇入時健康診断及びＡ・Ｂ区分<br>糖、蛋白及び尿沈渣（尿沈渣は蛋白が＋以上の者）<br>②Ｃ区分<br>糖、蛋白、潜血及び尿沈査（尿沈渣は蛋白、潜血が＋以上の者） |
| 検査内容 | 糖、蛋白、潜血の定性検査及び尿沈渣を行うものとする。 |
| 採取検体 | 随時尿で行う。 |
| 検査法<br>及び測定方法 | ①尿糖定性検査は、試験紙法で行うものとする。（試験紙は1＋で100 mg/dl が測定可能なものを用いること）<br>②尿蛋白定性検査は、試験紙法で行い、陽性が出た場合には、スルホサリチ酸法を併用で行うものとする。（試験紙は 1＋で 20mg/dl が測定可能なものを用いること）<br>③尿潜血検査は、試験法で行うものとする。<br>④尿沈渣は一次検査の検体を使用して実施する。 |
| その他 | ①判定は各試験紙所定の判定時間を守って行うこと。<br>②採尿器は清浄なものを用いること。<br>③標準比色表は正しい色調のものを用いること。<br>④採尿の際は、最初の尿を捨て中間尿を採取するよう受診者に指導すること。 |

## 8　心電図

| | |
|---|---|
| 対象者 | ①雇入時健康診断及びＢ・Ｃ区分<br>②Ａ区分で以下に該当する者<br>血圧測定において、１回目、２回目共に測定した血圧が収縮期 180 mmHg |

| | |
|---|---|
| | 以上又は、拡張期 110　mmHg 以上の場合、その他医師が必要と判断したとき |
| 検査機器 | 検査は、JIS（日本工業規格）に合格した心電計（最低限、３チャンネルと、３チャンネル＋リズムの測定が行え、自動解析機能付きのものとする。）を用いて行うものとする。 |
| 検査方法 | ①検査は安静時 12 誘導法で行うものとする。<br>②診断については、専門医が行うものとする。<br>③検査の手技については、日本循環器管理研究協議会による「心電図検査の手技」に従い、記録が正確に行われるよう、及び、交流障害、筋電図の混入、導子・極板の接触不良、基線の動揺等が起こらぬようにすること。また、検者は、心電図検査に熟練した者とすること。<br>④記録は、全ての誘導について、５秒以上行うものとする。ただし、期外収縮等、異常調律が認められる場合には、必要に応じて、該当する誘導について、１分間程度の記録の延長を行うものとする。<br>⑤心電図記録台紙は、健診機関独自の様式を用いるものとする。ただし、氏名、検査年月日、受付番号が記載できる欄が設けてあるものであること。<br>⑥所見は、日本語で表記すること。<br>⑦Ｅ判定の判断については、別紙「横浜市健康診断心電図　緊急連絡所見表（令和８年度)」を考慮すること。 |
| 測定条件 | 交流障害の原因となるものは外させること。 |
| その他 | ①待合スペースと検査スペースの間には衝立を設けるなどして、プライバシーの確保に留意すること。<br>②２台のベッドを用いて検査を実施する場合には、両ベッド間に衝立を置くなどして、検査中の受診者が互いに見えないようにすること。 |

**９　眼底検査**

| | |
|---|---|
| 対象者 | ①Ｃ区分の職員<br>②Ａ・Ｂ区分の職員で以下に該当する者<br>　血圧測定において、１回目、２回目共に測定した血圧が収縮期 180 mmHg 以上又は、拡張期 110　mmHg 以上の場合、その他医師が必要と判断したとき。 |
| 検査機器 | 無散瞳型眼底カメラを用いて行うものとする。（デジタル撮影可） |
| 検査方法 | ①検査は、眼底カメラによる眼底写真撮影によるものとする。<br>②眼底写真は、両眼を左右１枚ずつ撮影し、眼科医が読影すること。<br>③所見は、網膜細動脈硬化の程度分類及び所見名（日本語）を表記すること。<br>（網膜細動脈硬化の程度分類）<br>　高血圧性変化（Scheie 分類　０度～Ⅳ度）<br>　動脈硬化性変化（Scheie 分類　０度～Ⅳ度） |
| その他 | 撮影者は、一定の撮影手技を習得し、ばらつきの少ない安定した一定の技 |

| | |
|---|---|
| | 術水準にある者とすること。 |

## 10　便潜血反応検査

| | |
|---|---|
| 対象者 | Ｃ区分の職員（希望者のみ） |
| 検査機器 | 便潜血自動分析器を用いて行うものとする。 |
| 測定方法 | 免疫法２日法（ラテックス免疫比濁法）で行うものとする。 |
| その他 | ①検体を１日分しか持参しなかった者については、１日分で測定を行うこと。<br>②採便容器については、受託者が用意すること。<br>③採便容器には、とり紙と説明書をつけること。 |

## 11　胃部エックス線検査

| | |
|---|---|
| 対象者 | Ｃ区分の職員（希望者のみ） |
| 撮影区分 | 間接撮影又はデジタル撮影とする。 |
| フィルム番号 | フィルム番号は、健診機関で指定する番号とする。 |
| 検査方法 | ①エックス線画像のコントラスト、黒化度、鮮鋭度等については診断に適した一定基準以上のものとなるようにすること。<br>②エックス線画像には、氏名、撮影月日、フィルム番号を入れるようにすること。<br>③撮影枚数は、100 ㎜８枚以上を標準とすること。<br>所見や問診等により必要があると認められる場合には、撮影枚数を増やすなどして正確な診断が行えるように配慮すること。 |
| 撮影条件 | ①二重造影法での撮影を基本とする。<br>②バリウムの濃度は、200％前後を標準とする。<br>③撮影方法及び撮影体位については、日本消化器がん検診学会の例に準拠すること。<br>受診者から求めがあった場合に着用させるため、紙製のガウン（洗濯済みの清潔なガウンでも可）を用意しておくこと。 |
| 読影方法 | 読影は、必ず二人の読影医が行うものとする。 |
| その他 | ①検査は診察後に行い、本人の体調を確認した後に実施すること。<br>②レントゲン車において検査を実施する場合には、車外に誘導員を置くなどして、男女の入れ替え等におけるプライバシーの確保に留意し、検査を円滑に進行できるようにすること。<br>③レントゲン車内に、バリウムの受け渡し等の補助スタッフを配置する場合は、女性とすること。 |

別紙③

# 横浜市健康診断判定基準値表（令和８年度）

| 項目 | 判定 | | A（異常なし） | B（要注意） | C（要受診） | D（要治療） | | E（緊急連絡） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | D-1 | D-2 | |
| BMI | BMI | | 18.5 ～ 24.9 | 25.0以上 | － | － | | － |
| | | | | 18.4 ～ 15.0 | 14.9 ～ 14.0<br>または<br>体重35kg未満～30kg | － | | 13.9以下<br>または<br>体重30kg未満 |
| 腹囲 | 腹囲 | 男 | 85cm未満 | 85cm以上 | － | － | | － |
| | | 女 | 90cm未満 | 90cm以上 | | | | |
| 血圧 | 血圧 | MAX | 129以下 | 130 ～ 139 | 140 ～ 159 | 160 ～ 179 | | 180以上 |
| | | MIN | 84以下 | 85 ～ 89 | 90 ～ 99 | 100 ～ 109 | | 110以上 |
| 心電図 | 心電図 | | 所見認めず | 所見あるが受診不要 | ※ 所見有り | － | | ※ 所見有り |
| | | | | | ※ 判定は健診機関の医師の判断による | | | |
| 脂質 | HDLコレステロール | | 40以上 | 39以下 | － | － | | － |
| | LDLコレステロール | | 60 ～ 119 | 120 ～ 139 | 140 ～ 179 | 180以上 | | － |
| | | | | | 59以下 | | | |
| | 中性脂肪（トリグリセライド） | 空腹時 | 149以下 | 150 ～ 299 | 300 ～ 499 | 500～999 | 1000以上 | － |
| | | 随時 | 174以下 | 175 ～ 299 | | | | |
| 肝機能 | AST（GOT） | | 30以下 | 31 ～ 35 | 36 ～ 50 | 51 ～ 100 | 101 ～ 299 | 300以上 |
| | ALT（GPT） | | 30以下 | 31 ～ 40 | 41 ～ 50 | 51 ～ 100 | 101 ～ 299 | 300以上 |
| | γ－GT（γ－GTP） | | 50以下 | 51 ～ 80 | 81 ～ 100 | 101 ～ 200 | 201 ～ | － |
| 尿酸 | 尿酸 | | 2.0 ～ 7.0 | 7.1 ～ 8.9 | 9.0以上 | － | | － |
| | | | | 1.9以下 | | | | |
| 血液 | 血色素量 | 男 | 13.1 ～ 16.3 | 16.4 ～ 18.0 | 12.1 ～ 13.0 | － | 18.1～ | － |
| | | | | | | 10.1～12.0 | 7.1～10.0 | 7.0以下 |
| | | 女 | 12.1 ～ 14.5 | 14.6 ～ 16.0 | 11.1 ～ 12.0 | － | 16.1～ | － |
| | | | | | | 9.1～11.0 | 6.1～9.0 | 6.0以下 |
| | 赤血球数 | 男 | 400 ～ 539 | 540以上 | － | － | | － |
| | | | | 399以下 | － | － | | － |
| | | 女 | 360 ～ 489 | 490以上 | － | － | | － |
| | | | | 359以下 | － | － | | － |
| | 白血球数 | | 4,000 ～ 8,999 | 9,000 ～ 10,000 | 10,001 ～ 19,999 | － | | 20,000以上 |
| | | | | 3,999 ～ 3,001 | 3,000 ～ 2,001 | | | 2,000以下 |
| | ヘマトクリット | 男 | 38.0 ～ 49.9 | 50.0以上 | － | － | | － |
| | | | | 37.9以下 | | | | |
| | | 女 | 34.0 ～ 44.9 | 45.0以上 | － | － | | － |
| | | | | 33.9以下 | | | | |
| 腎機能 | クレアチニン | | 1.00以下 | 1.01 ～ 1.09 | 1.10 ～ 1.29 | 1.30以上 | | － |
| | eGFR | | 60以上 | － | 45.0 ～ 59.9 | 44.9以下 | | － |
| | 尿蛋白 | | 陰性 | ※ 陰性以外の場合、二次検査の結果により判定する | | | | － |
| | | | | － | － | ※ 2＋以上 | | － |
| | 尿潜血 | | 陰性 | ※ 陰性以外の場合、二次検査の結果により判定する | | | | － |
| | | | | － | － | ※ 2＋以上 | | － |
| | 尿沈渣 | | 健診機関の医師の判断による | | | | | － |
| 糖代謝 | 尿糖 | | 陰性 | ※結果が陰性以外の場合は、血液検査の結果により判定する。 | | | | |
| | HbA1c（NGSP） | | 5.5以下 | 5.6 ～ 6.4 | 6.5 ～ 6.9 | 7.0 ～ 11.9 | | 12.0以上 |
| 便潜血 | 便潜血 | | 陰性 | － | 陽性 | － | | － |
| 胸部 | 胸部エックス線 | | 所見認めず | 所見あるが受診不要 | ※ 所見有り | － | | ※ 所見有り |
| | | | | | ※ 判定は専門医の判断による | | | |
| 胃部 | 胃部エックス線 | | 所見認めず | 所見あるが受診不要 | ※ 所見有り | － | | ※ 所見有り |
| | | | | | ※ 判定は専門医の判断による | | | |
| 眼底 | 眼底検査 | | 所見認めず | 所見あるが受診不要 | ※ 所見有り | － | | ※ 所見有り |
| | | | | | ※ 判定は健診機関の医師の判断による | | | |

※E判定において胃部エックス線については
本人に通知はするが、受診結果報告書は求めないこととする。

## 検査項目別判定方法

別紙④

○各検査項目の緊急連絡の判定は、別紙⑤「緊急連絡基準値表」に基づき判定を付す。
※心電図については、別紙⑥「横浜市健康診断心電図緊急連絡所見表」参照

○各検査項目の判定は、別紙③「横浜市健康診断判定基準値表」（以下「基準値表」という。）に準じ、判定を付す。

○検査項目が複数ある場合は、各々の判定結果のうち最も重いものを、当該検査項目の総合判定とする。（参考）以下はいずれも総合判定「C」

例1）肝機能

| 検査項目 | 値 | 判定 |
|---|---|---|
| AST | 40 | C |
| ALT | 35 | B |
| γ－GT | 65 | B |

例2）脂質

| 検査項目 | 値 | 判定 |
|---|---|---|
| HDL | 42 | A |
| LDL | 110 | A |
| TG | 350 | C |

例3）血液　男性

| 検査項目 | 値 | 判定 |
|---|---|---|
| 血色素量 | 16.5 | B |
| Ht | 31.4 | B |
| RBC | 425 | A |
| WBC | 2,500 | C |

○複数の検査を実施して総合的に判定を行う項目（例：肝機能）において、2項目以上（例：ALT、AST）数値が基準値と乖離した場合、個々の検査項目の欄に＊をつけ表示する。
なお、健康診断項目詳細文言については、検査項目の総称（例：肝機能）で表示する。

○複数の検査を実施して総合的に判定を行う項目において、高値、低値のいずれも有する場合、健康診断項目詳細文言は、「異常値」と表示する。

○判定項目は、「BMI」「腹囲」「血圧」「心電図」「肝機能」「脂質」「血液」「糖代謝」「腎機能」「尿酸」「胸部」「胃部」「便潜血」「眼底」の14項目とする。

○眼底所見判定については、「眼底」として判定を付す。
眼底検査結果（S，H）については、結果通知に記載（高血圧性の変化あり、動脈硬化性の変化あり）する。
循環器の判定は、基準値表に基づき、血圧および心電図の結果で判定する。

○eGFRの判定は、結果通知に数値を記載する。
なお、腎機能の判定は、基準値表に基づき、クレアチニン及びeGFRの数値で判定する。

## 個別結果通知文言リスト

個人結果通知書における「医師の診断等」の文言は次のとおりです（本人あて健康診断結果報告書のとおり）。

| 判定等 | | 文言 |
|---|---|---|
| A | すべての項目がA判定の場合 | 今回の検査結果では異常を認めませんでした。今後も健康的な生活習慣を心がけてください。 |
| B | いずれかの項目にB判定がある場合 | 経過観察が必要な項目があります。<br>生活習慣（食事、運動、飲酒、喫煙など）を見直してください。<br>また、健康診断結果を持参の上、かかりつけ医がいる場合はご相談ください。 |
| C | いずれかの項目にC判定がある場合 | 医療機関への受診が必要な項目があります。<br>以下の内容をご確認の上、受診してください。<br>治療中の方は、主治医にご相談ください。 |
| D | いずれかの項目にD判定がある場合 | |
| E | いずれかの項目にE判定がある場合 | |
| 喫煙していると回答した場合 | | 健康の維持・増進のために禁煙しましょう。 |

別紙⑤

# 緊急連絡基準値表（令和８年度）

| 検査項目 | 緊急連絡基準値（Ｅ判定） | 緊急連絡の処理日数等 |
|---|---|---|
| ＢＭＩ | 13.9 以下 又は、<br>体重 30kg 未満 | 健診日から５営業日以内 |
| 血圧 | 収縮期 180mmHg 以上<br>又は、<br>拡張期 110mmHg 以上が<br>２回以上続くとき | 即日<br>診察時に医師が受診勧奨<br>＊緊急連絡票は全データがそろい次第持参（健診日から５営業日以内） |
| 心電図検査 | 専門医の判断による<br>判断については、別紙⑥「横浜市健康診断心電図緊急連絡所見表」を参照すること | 健診日から５営業日以内<br>＊心電図検査の写しを提供する |
| 胸部エックス線検査 | 結核、がん、気胸の疑い、その他医師の判断による | 健診日から５営業日以内<br>＊スケッチ及びエックス線検査データの写しを提供する |
| 糖代謝検査 | HbA1c 12.0%以上 | 健診結果が出来次第<br>（健診日から５営業日以内） |
| AST | 300 U/L 以上 | |
| ALT | 300 U/L 以上 | |
| 血色素量 | （男）7.0ｇ/dL 以下<br>（女）6.0ｇ/dL 以下 | |
| 白血球数 | 2,000/μL 以下 又は、<br>20,000/μL 以上 | |
| その他医師が必要と判断した場合 | | |

※緊急連絡票は、個人情報保護のため封筒に入れて提出すること

# 横浜市健康診断心電図緊急連絡所見表（令和８年度）

**＜専門医による判定の際、緊急連絡の有無について考慮する所見＞**

**【高度の不整脈】**

**Ａ：徐脈性不整脈**

**１　洞不全症候群で次の条件をみたすもの**

a）高度な洞性徐脈（35以下）

b）最大R-R間隔が３秒を超える場合

c）頻脈発作を合併した場合

d）失神やめまいなどの症状を伴う場合

**２　房室ブロックで次の条件をみたすもの**

a）完全房室ブロック

b）MobitzⅡ型２度房室ブロック

c）Wenckebach型２度房室ブロックでも３秒以上の心停止を認める場合

**Ｂ：頻脈性不整脈（上室性）**

**１　心房細動で次の条件をみたすもの**

a）WPW症候群に伴う心房細動

b）150以上の心拍のもの

c）ジギタリス中毒を疑うもの（ST盆状低下、QT間隔短縮）

d）停止時に３秒以上の心停止を認めるもの

**２　心房粗動**

**３　発作性上室性頻拍で次の条件をみたすもの**

a）血圧が低下し、失神やめまいなどの症状がある場合

b）持続の長いもの

c）150以上の心拍数が特に多いもの

d）狭心症など器質的心疾患を合併している場合

**Ｃ：頻脈性不整脈（心室性）**

**１　心室性期外収縮で次の条件をみたすもの**

a）失神やめまいなどの症状を伴う場合

b）多発し、多源性であるもの

c）連発性の心室性期外収縮

d）R on T型

e）運動により増悪するもの

**２　非持続型心室頻拍**

**３　持続型心室性頻拍**

**４　心室細動･粗動**

**５　QT延長症候群**

**【虚血性所見】**

・虚血性心疾患を疑う波形の場合、前回所見・心電図を確認し、変化があれば緊急連絡。

・初回検査の場合、問診票の既往歴を確認し、既往がなければ緊急連絡。

ST上昇、ST低下、deepＱ、ＱＳパターン

※　いずれの場合も、問診票の内容等を踏まえて専門医が判断すること

# 成果品（出力帳票・データ・データ集計）一覧表

※以下の各種帳票の様式、データレイアウト、記載内容、出力時期等の詳細については別途協議の上、決定または変更することができる。

## （１）準備期間中に出力するもの

| 出力帳票名 | 出力内容 | 納品時期 | 部数 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| ①<br>受診票 | 健診区分毎に法定項目及び医療局病院経営本部の指定する項目で作成 | 健康診断開始日の２週間前まで | 1部 | 印刷して医療局病院経営本部、各事業所へ検診器材と併せて納品<br>・「生活習慣等に関する問診票」を全員に同封<br>・Ｃ区分については「胃部エックス線検査、便潜血検査について」を同封する。 |
| ②<br>生活習慣等に関する問診票 | 定期健康診断受診票に医療局病院経営本部の指定する項目で作成 | 受診票と同時 | 1部 | 受診票に印字または別紙で添付の上、受診票に同封する。<br>・用紙は健診機関で用意すること<br>※予定配付枚数　1900枚 |
| ③<br>胃部エックス線検査、便潜血検査について | 両検査受診時の注意事項を記載したもの | 受診票と同時 | 1部 | ・印刷してＣ区分のみ受診票に同封する。<br>・用紙は健診機関で用意すること<br>※予定配付枚数　400枚 |

# 成果品（出力帳票・データ・データ集計）一覧表

## （２）健診期間中に出力するもの

| 出力帳票名 | 出力内容 | 納品時期 | 部数 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| ①<br>本人あて個人結果通知書<br>ア　雇入時健康診断<br>イ　定期健康診断<br>ウ　特定業務従事者健康診断<br>エ　特殊健康診断 | 健診結果、健診項目ごとの判定区分や健診結果の見方等が記載されているもの | 受診日の翌日から20営業日以内 | 1部 | 印刷して医療局病院経営本部、各事業所へ納品<br>・封筒に入れ中が見えないようにすること。<br>・「健診結果の見方」を同封すること。<br>ア　当該年度の健診データを記載<br>イ・ウ・エ　当該年度及び過去２年の健診データを記載<br>様式やその他詳細については適宜協議の上、決定する。 |
| ②<br>横浜市医療局病院経営本部職員健康診断報告書<br>ア　雇入時健康診断<br>イ　定期健康診断<br>ウ　特定業務従事者健康診断<br>エ　特殊健康診断 | 本人あて結果通知書と同じ内容が記載されているもの。 | 受診日の翌日から20営業日以内 | 1部 | ・医療局病院経営本部宛データは全職員分を、各事業所に送付するデータはそれぞれの事業所分のみを収録すること。以下、データで納品する成果物は同様とする。<br>・事業所毎、日付毎、<br>・胸部Ｘ線未受診者については、理由も記載すること（妊娠中、他の病院で受診など）<br>・データは電子メール等で送付するものとする。 |
| ③<br>健康診断結果電子データ | 全健診項目結果、判定区分及び生活習慣等に関する問診票の結果を収録した電子データ | 健診日程により相談の上決定する。 | 1部 | ・データで医療局病院経営本部、各事業所へ納品<br>・納品の際「健診結果報告の内訳」を添付すること。<br>・データは電子メール等で送付するものとする。 |
| ④<br>(A)緊急連絡票（判定Ｅ） | 緊急連絡の検査結果が出た職員に対する健診データ等 | 緊急連絡基準値表のとおり | Ａ４で1部 | ・職員ごとに出力・印刷の上、医療局病院経営本部及び該当者の所属事業所へ納品する。 |
| (B) 緊急連絡票対象者リスト | 緊急連絡票を発行した職員のリスト | 該当者がいた場合随時 | 各1部 | ・データで医療局病院経営本部、各事業所へ納品<br>・データは電子メール等で送付するものとする。 |
| ⑤<br>（A）受診結果報告書 | 次のいずれかに該当した場合、必要な様式を作成し本人宛結果通知書に同封する。<br>＜受診結果報告書＞<br>・いずれかの検査項目の判定が「E」<br>・循環器、肝機能、血液、腎機能、糖代謝の判定が「D」<br>・循環器、肝機能、糖、腎機能、糖代謝、胸部Ｘ線の判定が「C」 | 本人あて結果通知書と同日 | Ａ４で1部（1人1枚） | ・受診結果報告書には、氏名・性別・年齢・所属・職員番号、受診が必要な項目等を記入する。<br>・使用する用紙の色は桃色を使用する。<br>・用紙は健診機関で用意すること<br>・胸部エックス線検査を理由とした場合は、所見等を記入する。<br>・配布予定枚数　250枚 |
| （B）受診結果報告書対象者リスト | 受診結果報告書を発行した職員のリスト | 該当者がいた場合随時 | 各1部 | ・データで医療局病院経営本部、各事業所へ納品<br>・データは電子メール等で送付するものとする。 |
| ⑥令和７年度健康診断未受診者リスト | 各事業所別、部署別に出力 | (1)9月上旬<br>(2)2月下旬 | 各1部 | ・データで医療局病院経営本部、各事業所へ提出<br>・データは電子メール等で送付するものとする。 |
| ⑦<br>令和７年度健康診断法定項目未受診者リスト | 各事業所別、部署別に出力 | (1)9月上旬<br>(2)2月下旬 | 各1部 | ・データで医療局病院経営本部、各事業所へ提出<br>・データは電子メール等で送付するものとする。 |

# 成果品（出力帳票・データ・データ集計）一覧表

| （３）データ集計 | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 出力帳票名 | 出力内容 | 納品時期 | 部数 | 備考 |
| ①<br>労働基準監督署提出用資料 | 労働基準監督署に報告を要する健診について医療局病院経営本部及び各事業所別に労働基準監督署に提出する内容に応じたデータを集計したもの | (1)9月<br>(2)3月 | 各1部 | ・データで医療局病院経営本部、各事業所へ提出<br>・データは電子メール等で送付するものとする。 |

その他データ集計が必要な案件が発生した場合、随時協議の上作成することとする。